

議会運営委員会

平成29年5月24日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○小村 尚己	小林 誠
平川 理恵	嶋田 善行	中西 和夫
奥村 容子		
伴 議長		

2. 理事者出席者

総務部長	面巻 昭男	都市建設部長	谷口 裕司
建設農林課長補佐	手塚 仁		

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同局長補佐	大塚 美季
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小村委員、小林委員

委員長

皆さん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、小村委員、小林委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願います。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項の（1）平成29年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、3月21日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、6月2日から6月21日までの20日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成29年第3回斑鳩町議会定例会は、6月2日から6月21日までの会期20日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

さきの議員懇談会で、定例会に提出を予定されている議案の概要について説明を受けましたが、その後、議案の修正等があるとお聞きしております。

本日は、面巻総務部長、谷口都市建設部長、手塚建設農林課長補佐にご出席いただいておりますので、説明のほうをお願いいたします。

面巻総務部長。

総務部長

おはようございます。

去る平成29年5月15日開催の議員懇談会においてご説明いたしました平成29年第3回定例会予定議案につきまして、議案の平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）と同意の斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについてにおきまして。

委員長

部長、座ってください。

総務部長

すみません。

一部修正をお願いしたいことから、この場をお借りいたしまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案でございます。平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

本日、資料5修正といたしまして、資料のほう、添付しておりますので、その裏面をお願いいたします。修正をお願いいたします内容につきましては、網掛けをさせていただいているところでございます。

まず、第7款 土木費の道路新設改良費で、当初は、町道301号線と501号線において、宅地造成が計画されていることから、町道拡幅のための事業用地を確保したいことから895万1,000円の増額補正をお願いしておりましたが、町道301号線につきまして、周辺地権者から道路の線形についてご意見を出されましたので、交渉するため今回の補正から除き、町道501号線の事業費220万6,000円のみ増額補正となり、修正させていただくものでございます。

次に、第12款 予備費で、補正に要する財源として、当初は864万4,000円を充当させていただく補正をお願いしておりましたが、町道301号線に係る事業費の減額により、189万9,000円とさせていただきます。

以上が、平成29年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につきましての修正内容となっております。何とぞご理解を賜りまして、よろしくお願い申しあげます。

委員長 ただいま説明がありましたことについて、議事運営等について質疑、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。特にございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、次に、谷口都市建設部長のほうから説明のほう、お願いします。 谷口都市建設部長。

都市建設 それでは、私のほうからご説明させていただきます案件につきまして、部長 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定の適用について同意を求めることについてでございます。

斑鳩町農業委員会の委員の任命に当たり。

委員長 部長、どうぞ座ってください。

都市建設 すみません。それなら、座って説明させていただきます。

部長 斑鳩町農業委員会の委員の任命に当たり、認定農業者等が過半数を占める要件に対して、その認定農業者が少ない場合の例外適用について、議会の同意を求めるものでございます。

例外規定におきまして、当初、資料7におきましては、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により、認定農業者等または認定農業者等に準ずる者により農業委員の定数の過半数による同意としておりました。

お手元、資料ございますが、資料7修正の裏面2. でございます。裏面の2. におきまして、今回の農業委員候補者における認定農業者等の数は4名、認定農業者等に準ずる者の数は3名となり、農業委員の定数14人に対し過半数の要件、8人を満たさないことから、例外規定のうち、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定による、農業委員の少なくとも4分の1について議会の同意を求めるものに修正するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明がありましたことにつきまして、議事運営等について質疑、意見等があれば、お受けしたいと思います。特にございませんか。
嶋田委員。

嶋田委員 これは、建設水道常任委員会で審議されるものですか。

委員長 この後に、ちょっと、それ、諮らせていただこうと思うんですけども、今回、いつもでしたら農業委員さんの認定の関係もあって、一応こちらの同意案件になっているんです。初日でもう即決で同意してしまうのか、担当常任委員会に付託をして審議をしてもらうのか、この後に諮らせていただきたいなと思います。
ほかはよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 暫時休憩します。

(午前9時6分 休憩)

(午前9時7分 再開)

委員長 再開いたします。

ただいま、理事者のほうに出席いただいて、議員懇談会のときに説明していただいた内容と、今回、変わりますので、議会運営委員会で説明はしていただきましたけども、改めて全員協議会で説明していただく必要があるのかどうかについて、皆さんのご意見をお聞きしたいなと思うんですけども。 中西委員。

中西委員 全協のほうで説明していただいたほうがいいかなと思います。でないと、懇談会のほうでの説明は違う形で聞いていますから、やっぱりその修正するという意味を兼ねて、全協で全員に報告してもらうという形をと

ってもらおうほうががいいと思います。

委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、改めまして、全員協議会のとときに、議員懇談会のと
きの内容と変わりましたので、出席いただいて説明いただくということ
でお願いしておいてよろしいですかね。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、それで確認をさせていただきます。

それでは、次に、付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認
をしてまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてごらんく
ださい。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名、日程 2. 会期の決定をいたし
まして、次に、日程 3 から日程 5 まで、閉会中の各常任委員会の審査の
概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受
け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせてい
ただきます。

日程 6. 議案第 19 号 斑鳩町の花及び鳥の制定については、総務常
任委員会に付託。日程 7. 議案第 20 号 斑鳩町子育て応援宣言の制定
については、厚生常任委員会に付託。日程 8. 議案第 21 号 斑鳩町一
時預かり事業の実施に関する条例についても、厚生常任委員会に付託。

日程 9. 議案第 22 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正す
る条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 10. 議案第 23 号 平
成 29 年度斑鳩町一般会計補正予算 (第 2 号) については、総務常任委
員会に付託。日程 11. 議案第 24 号 平成 29 年度斑鳩町国民健康保

険事業特別会計補正予算（第2号）については、厚生常任委員会に付託。
日程12. 議案第25号 平成29年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約
の締結については、総務常任委員会に付託。

次に、日程13. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めること
について（平成29年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について）は、専決処分に係る承認案件でありますので、慣例に
より、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

次に、日程14. 同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者
過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについてですが、
先ほどの谷口部長の説明にありましたように、これは、この次にあげら
れております農業委員会の委員の任命のために必要となるものでござい
ます。

当議案について、委員会に付託して審議するのか、委員会付託を省略
し、初日に諮ることとするのか、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思
います。 嶋田委員。

嶋田委員 これは、委員会付託ですやろ。まず、その例外規定に関して審議して、
それからの話になってこようかと思っておりますので。これは審議していただ
いたほうがいいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今、嶋田委員から意見いただいたように、担当常任
委員会に付託して、審議していただくと。例年でありますと、農業委員
さんの選任の同意については初日に即決していましたが、この例外規定
についての結果を待つ必要がありますので、最終日に議決をしていただ
くという順序になりますけども、この例外規定の適用について、建設水
道常任委員会に付託をしていくというふうにしたいと思っておりますけども、
委員さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、特にご意見もないようですので、それでは、同意第9号 斑鳩町農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について同意を求めることについては、建設水道常任委員会に付託することといたします。

なお、お配りしています委員会付託表には入っておりませんので、追加いたします。

また、当議案が同意されませんと、農業委員会の委員の任命について同意することができませんので、同意第10号から同意第23号につきましては、初日は提案説明をお聞きするところまでとし、採決は最終日に行うこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、同意第10号から同意第23号につきましては、最終日に採決することといたします。

なお、これらの議案につきましては、中川議員及び中西議員の農業委員会委員への任命に係るものが含まれており、地方自治法第117条で、自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができないこととされておりますことから、中川議員、中西議員が議場から退場することができるよう、同意第10号及び同意第11号につきましてはそれぞれ個別に説明を行うこととし、残りの同意12号から同意第23号の12議案につきましては、これまでの例により一括議題とすることといたします。

それでは次に、日程29. 報告第4号 平成28年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）から、日程32. 報告第7号 平成28年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての4議案は、報告案件でございますので、慣例により、初日に報告を受けるこ

といたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認しましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にですね、専決処分の承認がございますので、まだ討論の有無については全員協議会のときに諮っていただきますけども、もし討論となった場合には賛否の討論者は1名ずつということで確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、それで確認をさせていただきます。

ここで、同意第10号から同意第23号の斑鳩町農業委員会委員の任命について同意を求めることについての議案書作成に関して、総務部長より相談したいことがあるというふうにお聞きしておりますので、総務部長より説明のほうをお願いします。 面巻総務部長。

総務部長

同意第10号から同意第23号の斑鳩町農業委員会の委員の任命について同意を求めることについて(その1)から(その14)の議案書作成についてでございます。

本同意議案は、現在の農業委員会の委員の任期が平成29年7月19日で満了となりますことから、農業委員会の委員として14名を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

また、農業委員会等に関する法律の改正後、従来の公選制から、町議

会の同意を得て町長が任命する方法による初めての議案提出となります。このため、このたびの同意議案の提出に当たりまして、議案書の作成につきまして近隣市町に聞き取りをいたしましたところ、本町において議案資料として添付しております、学歴、職歴、公職歴を記載した略歴に関しまして、他の団体では、他の人事案件でも略歴等は添付等していないことから同様に略歴は添付等されない団体、人事案件の内容により、その都度、記載内容について調整されている団体、3つ目として、説明として、農業に関する経歴のみを説明されている団体など、その取り扱いにつきましては、各団体でまちまちでございました。

そうしたことから、略歴の取り扱いにつきまして、ご相談を申しあげたく存じますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま総務部長から相談いただきましたことについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 僕、これ、以前から思っていたんですけど、略歴に関してね、学歴やとか、そういうなのは省いてもええん違うかなと思います。ただし、その任命されるそのことに、どう言うかな、現在やったら農業委員さん、農業委員さんは農業にある程度精通している方でないといかんのので、そのことに対しての略歴は必要かなとは思っております。

委員長 今まで、政治倫理審査会の委員さんとか、いろいろな方、こっちが同意する際に、略歴ということで、学歴と職歴と公職歴をつけていただいていたけども、広く全般にかかわる意見もありますし、今回については、農業委員さんの分についてはどうしようかということで相談いただいていますけども。いかがですかね。 平川委員。

平川委員 これは今回の農業委員さんのことだけについてということで、今までのはまた別ってということですかね。

委員長 そのことも含めて、意見をいただいて、ほかの部分についても今後変

えていくべきだというふうになるようでしたら、また議会運営委員会としてテーマとして扱って、今後、検討していくっていう形になるかと思っています。

今回については、農業委員さんのことをどうしようかということで諮らせていただきたいなと思います。

平川委員 内容によって、いろいろな幅広い見識があるかどうかとかっていうことが必要な、そういう委員さんのもあれば、農業委員さんの場合であれば、農業にどれだけ造詣があるとか、かかわってきたかかっていう分野であればいいと思うんですけど、じゃあそれで、今回それやから、じゃあほかも同じようについていうと、ちょっと違うかなと思うんですけど。今回のことで限って言えば、それでいいのかなというふうには思いました。

委員長 今、お2人の委員さんから意見いただいて、今回、農業委員さんの経歴を記す場合については、やっぱり農業に従事していたかどうかということがわかるような経歴であればいいのではないかというご意見ですけども。ほか、いかがでしょうか。 中西委員。

中西委員 私も今、お2人の方と同じような意見ですけども、ただ、この委員さん決める段階でというのは、やっぱり審査会開いて、その中である程度審査していただいた方が選ばれてきているということになるので、そこまで詳しい経歴とかそういうの要らんのではないのでしょうか。簡単な、農業に、今、どの程度従事されているとかそういうなの、どういような作業されている、そういう簡単なものでええのかなと思いますけど。

委員長 平川委員。

平川委員 あと、今回、農業以外の人も農業委員さんになれるようになったっていう部分については、農業に従事していたかどうかというだけではちょっとわかりにくいところもあるかなっていうのは思うんですけど、そ

の辺を、別に学歴を必ず記さなきゃいけないっていうわけではないと思うので、その辺の言葉を、こう、ちょっと、わかるようなものであればいいかなと思います。

委員長　　そう言いますと、学歴については、もう共通して別にいいんじゃないかっていうご認識かと思うんですけども、そうすると、職歴のところになるかなと思うんですけども、どんな仕事してはってとか、どういう立場で出てこられているのかっていうのがわかるほうがいいというご意見ですかね。具体的に言うと、そういう形になるのかなと思うんですけどね。

今回、せやから、農業に従事されていなかった方というのも農業委員さんに任命をするということであげてこられていますけども、そのところについては、法改正があって、公平な観点からとかいうことだとか、あと、女性や若者などの視点も入れていくということで法改正がされましたので、どういう構成になっているのかっていうのがやっぱり、この経歴を見る中でわかるようなほうがいいというご意見ですかね。

あと、部長、すみません、補職歴って言いましたか、もう1つは。いつもつけていただいていたのは。

総務部長　　学歴、職歴、公職歴です。

委員長　　ああ、公職歴。

ちょっと、暫時休憩します。

(午前9時22分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長　　再開いたします。

いかがでしょうか。　　嶋田委員。

嶋田委員　　審議会通して提案されるということなんですけれども、一応、議会の権

限として、やっぱり議会でも審議していかなあかんという問題ありますのでね、学歴は必要ないけども、職歴、また公職歴は出していただきたいと思います。

委員長 ほかの委員さん、いかがですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今、意見いただきましたけども、学歴については、もうお伝えしなくても構わないということやけども、職歴と公職歴については記載していただきたいということで、相談いただきましたので、議会運営委員会としてそのようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、略歴については、もう学歴については記載しないということですが、職歴と公職歴については今後も記載していただくということで、総務部長には、そのように取り計らいくださいますようお願いいたします。

それでは、②の付議予定議案等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに1件の要望書等をお受けしております。この取り扱いについて、ご協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局のほうから説明をお願いします。 真弓議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました要望書につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

お手元の資料ごらんください。農業者戸別所得補償制度の復活をもと

める要望でございますが、農民運動奈良県連合会代表者森本吉秀氏から郵送で提出され、去る5月17日に受け付けたものでございます。内容といたしましては、平成22年度に始まった、米の生産に要する費用と販売価格の差額を交付する農業者戸別所得保障制度が、平成25年度からは、10アール当たり7,500円の交付金へと引き下げられた経営所得安定対策に切りかわり、その制度も平成30年産米から廃止されようとしていることから、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るために、米の生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させることを求める意見書を提出することを求めるものでございます。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この要望書等の取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

これはもう以前にも出されていたように思うんですが、そのときの取り扱いはどうなっているのでしょうか。

議会事務
局長

ずばり同じ内容ではありませんけども、この農民運動奈良県連合会さんからは、以前にもこういった要望がございました。これまでは、全て配布の取り扱いとなっているところでございます。

委員長

ほかの委員さん、いかがでしょうか。もうちょっと読むのに時間がほしいというようであれば、休憩とります。そうしたら、10分ほど休憩しましょうか。

それでは、10分間休憩いたします。再開は、9時40分とします。休憩します。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時37分 再開)

委員長 再開いたします。
それでは、委員皆様のご意見お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ忌憚のないご意見を。
なかなかないようでしたら、1人ずつ順番にお聞きしていこうかなと思いますけど、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしたら、すみませんが、嶋田委員から。 嶋田委員。

嶋田委員 今まで類似の要望書が配布にとどめていたということであれば、それはそれでいいかなと、今回、配布でいいかなとは思っています。

委員長 そうしたら、小林委員、いかがですか。

小林委員 私も、今回、この件に関しましては、配布でいいのかなというふうに思っております。

委員長 そうしたら、中西委員。

中西委員 同じように、配布で結構です。

委員長 じゃあ、奥村委員は。

奥村委員 同じく、配布にとどめるで。

委員長 平川委員は、どうですか。

平川委員 配布で結構です。

委員長 小村委員。

小村委員 配布で結構です。

委員長 そうしたら、全委員さん、配布でということですので、今回については、ただいま議題となっております要望につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、(2)の要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長から、ほかに報告していただくことはございますか。

(な し)

委員長 それでは、面巻部長、谷口部長、手塚補佐には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時40分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

議会から選出いたします都市計画審議会委員の任期につきましては、先例と慣例により、町長が選任した委員の任期とし、6月定例会中の全員協議会で委員を選ぶこととなっております。

現委員の任期は本年6月30日までとなっておりますので、この6月

定例会の全員協議会、できれば初日の全員協議会で議員皆さんのご希望をお聞きし、改選することといたしたいと思いますが、これについて、委員皆様からご意見がございましたら、お受けしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員　それで結構です。

委員長　皆さん、よろしいでしょうか、そういう形で。

(異議なし)

委員長　それでは、都市計画審議会委員の選任につきましては、初日の全員協議会で議員皆さんのご希望をお聞きし、決定することといたします。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けしたいと思います。ございませんか。

(な し)

委員長　ないようでしたら、昨年度の議会運営委員会からの申し送り事項について、整理をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、災害時における議会の対応についてですが、昨年度、議論をさせていただいて、災害時の対応は議会としても必要であるということを確認をさせていただいたと思います。それで、今後、対策を進めるということで、次年度、議運に申し送りをするという一方で、どういう対応をしていくのか、マニュアルをつくっていくのか、そうではなくて、何か要領みたいなものを短くまとめるのか。どういうやり方にするのかということも含めてですね、今年度、相談をさせて、協議をさせていただきたいなというふうに思いますが、1つ、これ、テーマとして取り上げるということでお諮りしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、1点目の災害時の議会の対応については、今年度1年間かけてですね、どのような対応をしていくのかということ協議していきたいというふうに思います。

2点目につきましては、議長交際費の基準の策定についてですが、これ、昨年度、町内のドッジボールチームが全国大会に出るということで、議会からも、議長交際費の中から、賛助ということで賛助金を拠出していただいています。その際にですね、そのときにすぐ基準をつくるっていうのは難しいので、次年度の議運でこれも協議させていただこうというふうに申し送りをさせていただいていましたので、これについても、他の市町村の議長さんの交際費のあり方についてを参考にしながら、斑鳩町としても基準をつくっていくという方向で協議をさせていただきたいと思いますが、これについてもテーマとして取り上げるということで確認させていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら、この2点目の議長交際費の基準の策定についても、今年度、議会運営委員会のテーマとして取り上げていきたいというふうに思います。

3点目にですね、議会の運営のことについてですが、昨年度、一般質問の通告の時期ですね、今まででしたら、初日のお昼までに通告書を出していただいて、そこで順番を決めて、2日あいて質問ということで、その内容について住民の皆さんにお知らせするような時間的な余裕もなかったのですが、住民の方から、議員がどんな一般質問をするのか事前にやっぱり知りたいということでご意見いただきまして、これについては、通告のほうをもっと早目に出すのか、それか一般質問の日自体をずらしていくのかということで、調整して、事務局のほうにお聞きしますと、例えば町のホームページに通告書の内容をアップするというものについては、そんな別に手間でもないということなので、だから、通告をしてから質問までの間に、住民の皆さんに、議員がどんな質問をするの

かということはお知らせすることは可能だというふうに思いますので、これについても、テーマとして取り上げて、相談をさせていただきたいなど。

そのほかにもですね、予算委員会の審議の順番等ですね。昨年度、私のほうで、予算に対する修正案なんかも出させていただきましたけども、告示されて、予算書もらってから目を通して、予算委員会までに修正案をつくるというのが非常に時間的に厳しいということもありまして、以前にもそうだったんですけども、修正案を、動議という形で最終日のほんの数日前か前日ぐらいの提出になってしまっていて、それについてはやっぱり、できるんやったら予算委員会までに出せるようにできないかというご意見もいただいていたので、それについてどんなことができるのか、これもテーマとして取り上げて、協議をさせていただきたいなというふうに思っています。

それに関連すると言えば関連するんですけども、予算書の配布時期ですね。これ、予算書もそうなんですけども、今、告示が3日前なんですけども、斑鳩町では土日も含めて3日前に議案書いただいています、だから、平群町なんかで言いますと、土日は含まないんですね。だから、平日で3日ということで、3日前に議案書が来ていると。全国の例見ますと、もっと早くに予算書なり議案書をいただいているという例もありまして、理事者のほうで作成は大変かもしれませんが、だから理事者のほうとしてもどこまでできるのかということも含めてですね、これもテーマとして取り上げて、やはり我々自身が、議会の町からの資料をいただいてしっかりと審議できる時間的余裕も確保するということも含めましてですね、どのようなことができるのかというのを相談させていただきたいなというふうに思っていて、今、申しあげました、一般質問の通告の関係と、予算委員会のあり方というか、その日程ですね、と、予算書等の配布時期、この3つについて、議会の運営にかかわることということで、1つ、テーマとしてあげさせていただいて、今年度、皆さんと協議をさせていただきたいなというふうに思っていますが、これについては、いかがでしょうか。特にご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、この3点目の議会の運営についても、テーマとしてあげさせていただきたいと思います。

一応、私のほうで、昨年度議論していた問題について、今年度改めてテーマとして取り上げて議論をしていきたいなと思っているのは、この3点でございます。

先ほどもお聞きはしましたが、そのほかに、委員皆さんのほうで、これはと思うものがありましたら、ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 小林委員。

小林委員 議会の運営のあり方っていう中で、以前ですね、広報のほうで、採決についての賛否を載せる、載せないっていうのが、たしか広報委員会のほうで、だけで、協議されたかなと思うんですけども、一度、議運のほうでも、議会全体の運営にかかわることですので、一度、いっぺん協議していただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今のは、議会運営で、何をあれするの。広報に載せるかどうかを議会運営で決めるということ。

委員長 小林委員。

小林委員 はっきり言うと、そうなってきますけれども、議会全体に関する、議員皆さんの個人の意思表示の関係を一広報委員会のほうでいろいろ議論されたと思いますので、その関係、もう一度、ちょっと改めて議会運営委員会のほうでも、議会のあり方というか、一般の住民さんにどういふふうに周知していく、議会として運営していくべきなのかなというのを、もう一度、ちょっと意見を。せつかく、今、議会運営のあり方について、いろいろテーマをいただきましたので、それに関連して、1つ追加して

もいいのかなど。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 議論しても、基本的には広報委員会で議論されて、そこから議会運営委員会に、載せよう思うねんけども、何とか制度的につくってもらえませんかとか、そういう話になったら。議会運営でやって、それを広報に押しつけるいう形になってもいかんとは思いますがね。

委員長 以前に、議員の賛否を載せようということで、広報委員会で議論していただいて、ただ、そのときには、広報だけでは決めかねないと。それで、議会運営にかかわることやからということで意見をいただいたことはたしかにありますので。

だから、この議会運営委員会として議論するのに、広報に載せるということ为前提として議員の賛否をはっきり確認すると、議会としてね、ということで議論するのか、テーマとしての取り上げ方ですね。それについて、取り上げるべきかどうかを含めてですね、皆さんご意見いただければなというふうに思うんですけども。

現在のところ、最終日に議決の確認をするのに、賛成の方の起立を求めていますので、基本的には、立ってはる方は賛成やと。議会の賛否で言いますと、座ってはる方が反対だということになるんですけども、そういうことを議会運営委員会で、だから、座っている人はもう反対だというふうに確認をするのかどうかですね。それか、いや、そうじゃなくて、きちっと、保留っていう考え方もとっておられるところはよその議会にありますので、そのところも含めて確認をしていって、そうすれば、広報委員会のほうでも、この人は賛成なんだ、この人は反対なんだ、それで、保留っていう態度をつくるのであれば、保留だということを、書くのは書けると思うんですけどね。

だから、そのところをどうするかっていうのをテーマとして取り上げてはどうかなと。 嶋田委員。

嶋田委員

広報に載せるかどうかは、広報委員会の判断ですやろ。

それなら、議会としては、起立しはった、その方は、起立してんさかいに、行動起こしてはるわけやから賛成やけども、座ってはる人は、今、委員長おっしゃったようにですよ、保留かもわからへんさかいに、そこら辺を、議会運営として、座っていたらもう反対になりますよ、どちらか態度決めてください、出るとかね、そういうふうな話し合い、議論するのやったらわかります。ただ、広報に載せるためにこうこうこういう、しよういうのはおかしいと思います。

委員長

小林委員。

小林委員

前回の広報のときの議論というのが、今、委員長がおっしゃっていたような内容だったのかなと思うんです。その中で、議会運営委員会として、座っていると、立つことがどういうことか、座っていることが保留しているのか、反対しているのかということも含めて、一度、議運のほうでですね、諮っていただいて、一度、答えを出すというかですね、議会運営委員会のほうで、新任の方もふえましたので、もう一度、議会運営委員会のほうで協議してもいいのかなというふうに思いますけど。

委員長

広報に載せるかどうかというの、当然、広報委員会にも諮っていただく必要はありますけども、小林委員、提案してはるのは、議会の改革の一環になるんですかね、住民の皆さんに議員の議案に対する態度がどうであったのかというのをお知らせしていけるようにということ、態度ですね、議員の態度を確認できるようにしていこうということかなというふうには思うんですけども。

ほかの委員さん、いかがでしょうか。今のこのテーマになっています小林委員の提案についてですけども。きょうここでその内容について議論して、結論を出そうというんじゃなしに、1年間かけて議論していこうということの提案ですので、それについてどうなのかということでご意見いただきたいんですけども。

(な し)

委員長 そうしましたら、嶋田委員のほうから、広報に対して押し付けになってはいけないということのご意見いただきましたけども、議員の態度についてどうなのかと。座っている方が、反対なのか、保留なのかということをはっきりさせていくってということについて、一度、テーマとして取り上げて議論していくというふうにはできるのかなと思いますけども。 嶋田委員。

嶋田委員 賛否云々、また、保留云々は、議員個人のね、考え方、意見であってね、それを議運でどのようにしていくのかね。私は賛成でも反対でもないから座っていると、そういうふうな形で座ってはって、あんた、それ、あかんやないかとも言われへんわけでしょう。

委員長 その座っていることについて、だめだとかいうふうには言えないですけども。 嶋田委員。

嶋田委員 セやからそれをね、どう、あれするわけ。

委員長 議会として、その議員さんがどういう態度なのかというのを確認することについては、議員必携にも、議員は必ず態度をはっきりさせなければいけないと、基本的には、賛成か、反対かですね、態度表明をしなければいけないとなっていますので、それについては、確認するってことは議会の任務であるというふうには、私は思いますけども。だから、住民に対して曖昧な態度をとらないというふうには。
暫時休憩します。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時01分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

ただいま小林委員から提案いただきました議員の賛否の態度の、確立
っていうんですかね、確認について、テーマとして取り上げて議論して
はどうかという提案なんですけども、それに対して、委員皆様のご意
見、改めてお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

議運でね、議案についての賛否の態度をはっきりさすということはね、
数をですよ、数をはっきりさせるということはね、いろいろな考え方があ
って、賛成なり、反対なりしておられる方もいらっしゃいますのでね、
それを議運で審議するというのは、僕は、もう不必要だと思えます。

委員長

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

さっきちょっと触れましたけども、例えば議員の議案に対する態度に
ついてはどうなのかっていうのは、議員必携にもたしか載っていたと思
うんです。ですので、一度またちょっと、今回は結論を出さない、ちょ
っとまた次回に持ち越したいと思えますけども、それ、読んでいただい
た上で改めてこのテーマを取り上げるべきかというご意見、お聞きしよ
うかなと思うんですけども。今、ちょっと時間とっても、委員さんすぐ
に、今の提案に対するご意見いただけないかなと思いましたので、そう
させてもらおうかなと思えますけど、だから、提案する小林委員からの
意見と、今、嶋田委員はもう反対だということでおっしゃって、1対1
です。 中西議員。

中西議員

私はもう、今までどおりでええと思えます。

委員長

ということは、中西委員からも反対のご意見ですね。

ほかの委員さんはいかがでしょう。一応、お2人、反対やというご
意見ですけども。

だからもう、このまま、数から言うとテーマとしては取り上げないとい
うふうにするのか、それか、もうちょっと待つてほしいということ
であれば、改めて次回の議会運営委員会でもう1度ご意見お聞きしますけ

ども。 小村委員。

小村委員 僕としては、態度を表明して、数を確定するっていうのはあってもいいのかなと思いますので。議題にあげていただいたらいいのかなと思います。

委員長 そうしたら、ちょっと意見も分かれているようで、まだお悩みの方もおられるようですので、提案させていただいたように、ちょっと次回に持ち越したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいまの小林委員からの提案については、どうするかというのは次回改めて委員皆さんのご意見をお聞きして結論を出したいというふうに思います。

そうしたら、これについては、以上で終わります。

ほかに、委員皆さんから何かございますか。よろしいですか。

(な し)

委員長 議長のほうからは、ございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら、事務局のほうから。 真弓議会事務局長。

議会事務 私から、2点ございます。

局長 まず1点目は、7月3日・4日で現在予定しております、飯島町への視察研修の件であります。

先日の議員懇談会の閉会後に、議員皆様に視察研修のテーマのご希望をお伺いいたしました。現在のところ、議員報酬についてというテーマ

のご希望を1ついただいております。また、飯島町さんのほうにも少しお聞きしまして、新たに道の駅が建設されておりましたりとか、子育て支援センターを整備されたというようなこともお伺いしているところがあります。

本会議初日の全員協議会におきまして、研修のテーマについて議員の皆様のご希望をお伺いすると、そして、視察研修のテーマが決定しましたならば、議会全体の視察の場合は議会運営委員会が視察計画書を作成することとなっておりますことから、開会中の議会運営委員会で視察計画書をご確認いただき、最終日にご議決いただきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

2点目です。傍聴人の受付名簿の書式変更について、ご協議いただければと考えております。

お手元の資料ごらんになりながら、よろしく願いいたします。

傍聴の手続きに関しましては、斑鳩町議会傍聴規則第4条で、「会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。」と定められており、現在、傍聴人受付簿としましては、お手元にございます、A4のほうですね、大きいほうの用紙の様式を用いております。これは、1枚の用紙に複数の方に住所・氏名を書いていただくと、こういった様式になっております。

しかしながら、この様式ですと、先に記入された方の住所・氏名が後から来られた方の目に触れるということになりますので、個人情報保護の観点から、好ましくないと考えているところでございます。

つきましては、その次のページですが、A5版の小さい用紙ですね、1人1枚ずつ記入していただくと、こういった単票形式の様式に変更することについて、ご協議をいただきたいと考えております。以上でございます。

委員長 ただいま議会事務局長から説明いただきましたことについて、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。 小林委員。

小林委員 そう言われるとそのとおりだなと思うんですけども、それは住民さん

からのご指摘で改めて今回させていただくのか、事務局さんが新しく来られたので、ちょっと問題点に気づかれて修正されるのか、ちょっとその点、お聞かせいただきたいと思います。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 特にあったわけではありませんけども、やはり周辺自治体等でもそういった動きもございましたので、今回、ご提案させていただくということでございます。

委員長 小林委員。

小林委員 ちょっともう1点教えて、勉強させていただきたいのが、この、なかなか議会の傍聴の人数が少ないと。その中で、また、名前も書いてもらって、住所も書いてもらうというところで、住所は書いてもらうのは、先進地でもやっぱりまだ、今でも書いていただいている状態なのか。

議会事務局長 それぞれの傍聴の規程、規則っていうんですか、そちらで決めておられますので、一概に同じかどうかというところはございますけども、大体、住所、氏名、年齢等も書いておられるところもございます。

委員長 一応、議会のこの傍聴規程の中では、住所も書いていただくというふうになっているんですか。

(「うちのほうでは、そうなっています」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかの委員さん、ございませんか。

(な し)

委員長 そうしましたら、飯島町議会さんとの懇談等については、また初日の

全員協議会でも改めてテーマ聞いていただけるというふうに思いますので、一応、道の駅とか子育て支援センターを向こうさんのほうで新たに作られたということで、一応、ひとつ、そういうものがありますよということで報告いただきました。

この傍聴人受付名簿の様式の変更については、また全員協議会でも委員長報告させていただきますけども、一応、議会運営委員会としては、こういうふうに改めるということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、飯島町議会への視察研修について、初日の全協でテーマを決定し、開会中の議会運営委員会で視察計画書を確認、最終日に上程をするというのと、受付名簿の様式変更について、ご異議ございませんので、全員協議会の委員長報告で報告し、全議員のほうから異議がないようでしたら、6月7日の一般質問から新しい様式で運用を開始させていただきたいと思います。

そうしたら、それで。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、7日。初日は傍聴でけへんの。

委員長 真弓議会事務局長。

議会事務局長 傍聴はもちろんできます。様式の変更をすると。直ちにということでもよろしければ、初日からということなんですけど、全協でお話しさせていただいてからということで、それで、一般質問の日からのほうがいいかなというご提案ということでご理解いただきたいと思います。

嶋田委員 もう一応、初日からにしたらどう。全協始まっていないのに初日のあれあったら具合悪いけども、全協終わってあれされたらいけるねんさかいね。

議会事務局長 万が一ですねんけども、全協の前に来られている方がおられたときの取り扱いだけ、ちょっと気になっているんです。それだけちょっとご理解いただきたいと思います。

委員長 時間的に受け付けだけ先しはる人がおるかもしれんということで、一般質問からのほうがいいのではないかと。せっかく、初日からやっていただいたらどうやということでご意見いただきました。そごがなければいいかなとは思いますが、それもちょっと考えられますので、一応、そういう意味で6月7日の一般質問からということとさせていただきますね。 平川委員。

平川委員 これ、今までは、ずっと置いたままだったんですけど、この場合は、置いてあって、書いたら誰かが回収するって形なんですか。ずっとどなたかいらっしやらないといけなくなるのかな。

議会事務局長 出していただくような形で。議会にありますので、その者で対応していくということです。

委員長 そうしましたら、様式の変更については、6月7日の一般質問からということによろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、全協で報告させていただいて、異議がなければ、そのような形で運用させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

委員長報告のまとめは、ご一任いただけるでしょうか。

(異議なし)

委員長

抜けていました。ごめんなさい。

(午前10時13分 閉会)